

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項目	施策	事務事業名	担当課	主要 実施 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	29年度決 算額[千 円]	30年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②令和元年度に取組む改革・改善内容	元年度予 算額[千 円]	
1	一般	8	1	2	221良好な住宅の整備	建築指導に要する経費	建築住宅課	○	①建築基準法、建設リサイクル法、省エネルギー法、低炭素法等に基づく各種申請の審査、検査、指導、相談及び建築物全般に関する相談 ②検査済証交付率の向上と相隣トラブルの対応	1,596	1,368	6精査・検証	①法律に基づく業務であるが、窓口や受付業務の対応方法など検討が必要。 ②平成30年度のハトロール回数、立ち入り件数は、共に前年度を下回ったが、引き続き、建築基準法及び建築リサイクル法のハトロールを年15回以上実施し、違反建築等の防止の促進を図る。	1,333	
2	一般	8	1	2	233防災対策の強化	住宅耐震改修促進事業	建築住宅課	○	○	①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造建築物を対象として、耐震診断費及び耐震改修工事費の一部を補助し、また、地元建築関係団体から専門家を派遣してもらい無料耐震相談会を実施することで、耐震化の促進を図る。危険コンクリートブロック塀等についても、除却費及び除却後の新築築造費の一部を補助する。 ②耐震性の無い木造住宅や災害発生時などに倒壊する恐れのある危険コンクリートブロック塀等は依然として多く、住宅の耐震化や危険コンクリートブロック塀等の除却の促進を図るため、耐震相談会への参加率の向上や、耐震診断・改修補助申請及び危険コンクリートブロック塀に係る補助申請を増加させること。	1,839	1,576	6精査・検証	①耐震補助申請件数は前年度より減少、相談会参加者は増加した。補助額・補助内容の拡充や、耐震化の必要性の周知や相談を市が行うことで、市民が安心して相談等を行うことが出来る。 ②耐震相談会の開催方法を改善し、引き続き参加者の増加を目指す。耐震相談会における簡易耐震診断で耐震基準を満たさなかった建物については、耐震補助の申請を促す。また、通学路沿いなどのブロック塀の点検を計画的に行い、危険なブロック塀に対して補助制度の利用を促すとともに、危険コンクリートブロック塀に係る補助制度の内容を見直し、補助申請件数の増加を目指す。	5,680
3	一般	8	1	3	221良好な住宅の整備	施設建設監理に要する経費	建築住宅課	○	①他課から依頼を受けて行う営繕業務 ②施設の老朽化が進み、修繕の相談が増えている。	293	269	6精査・検証	①市民サービスの向上を図るためには適正な維持修繕が必要。 ②施設改修の依頼事業が多く、また、その他にも修繕内容についての相談も多いことから、関係部局との事前調整を行うとともに、現場施工の不良がないよう適切な監理を行っていく。	238	
4	一般	8	5	1	221良好な住宅の整備	市営住宅の管理運営に要する経費	建築住宅課	○	①市営住宅の施設等の適切な維持管理及び適切な入居者管理を行う。 ②家賃滞納者については、事情によっては福祉部局への誘導をする等きめ細やかな対応が必要。また、既存入居者の高齢化等が進み、新たな入居者も福祉的な施策を必要とする世帯が非常に多いことから、今までの住宅管理手法では支障が出ている。	13,656	48,006	5改善	①国は公営住宅を住宅セーフティネットの中核として位置付けており、今後さらに福祉的な対応が強く求められる。よって徴収方法の見直しや福祉部局との緊密な連携を含め改善の検討を継続する必要がある。 ②引き続き家賃納入について管理システムを利用した口座振替への誘導を頻繁に行うとともに、滞納者については電話での催促や職員が直接面談等を行い、事情によっては福祉部局への誘導をする等きめ細やかな対応をする等徴収率の向上を目指す。	14,148	
5	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	住宅政策に要する経費	建築住宅課	○	①特定空家等を除却するために必要な資金を貸し付ける。 ②経済的理由で管理不全な状態の空家が放置され、空家が社会問題化している。	34	27	6精査・検証	①空家が社会問題化している中、経済的理由で管理不全な状態の空家が放置されることを防ぐ必要がある。 ②引き続き、管理不全な空家状態を是正するために必要な資金を100万円を限度に空家所有者に貸し付ける。	1,052	
6	一般	8	5	2	221良好な住宅の整備	空家等対策事業	建築住宅課	○	○	①市内全域における空家等の実態調査を行い、調査で得られた情報を分析し、空家等対策計画を策定することで空家等の発生予防、適正管理及び活用促進を図る。 ②近年、全国的に空家等をめぐる課題や苦情等が多く、国においても空家等に関する特別措置法が平成27年に全面施行されるなど、全国の地方自治体においては空家等対策の必要性が高まっている。	12,576	4,147	6精査・検証	①第一義的には空家等の所有者が自らの責任により的確に対応することが前提だが、様々な事情から自らの管理を行えない場合に住民に最も身近な市が空家等に関する対策を実施することが重要である。 ②空家等対策を推進するため、平成30年度に策定した空家等対策計画に基づき施策を実施する。	712